

美里町文化会館条例の一部を改正する条例（案）

美里町文化会館条例（平成19年美里町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- （1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）に当たるときは、翌日以後においてその日に最も近い祝日でない日）
- （2）12月29日から翌年1月3日まで

第5条第3項中「前2項にかかわらず臨時に」を「前2項の規定にかかわらず」に改める。

第6条中「（以下「使用者」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。使用の変更についても、また同様とする。

- （1）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- （2）施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- （3）文化会館の設置目的に反し、又は管理上不相当と認めるとき。
- （4）災害その他の事故により文化会館が使用できないとき。
- （5）工事その他の都合により町長が特に必要と認めるとき。

第8条を削る。

第7条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第1項中「次のいずれかに該当する場合は」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1）第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2）前条の規定に違反したとき
- （3）使用許可の申請に偽りの記載があったとき。
- （4）使用許可の条件又は町長の指示に違反したとき。

第7条第2項中「生じても、」の次に「町長は」を加え、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（使用者の遵守事項）

第7条 文化会館を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- （1）使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
- （2）施設又は設備の原状を変更しないこと。
- （3）使用目的以外に使用しないこと。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が定めること。

第 9 条第 1 項中「使用の許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条第 2 項中のただし書を削る。

第 10 条から第 12 条までを次のように改める。

(使用料の減免)

第 10 条 町長は、文化会館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、附帯設備等の使用料は除く。

(1) 町が主催するとき。

(2) 町内の保育所等、幼稚園、小学校又は中学校が教育目的で使用するとき。

(3) 町が共催するとき。

(4) 町以外の官公署が行政目的で使用するとき。

(5) 指定管理者又は管理運営団体が当該施設を行政目的で使用するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(使用料の返還)

第 11 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない事由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始 2 月前(大ホール以外にあっては 10 日前)までに使用の中止を申し出たとき。

(3) その他町長が特に事情があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第 12 条 使用者は、文化会館の使用を終了したとき、又は第 7 条第 1 項の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、備品等を整理の上、原状に回復し、引き渡さなければならない。

第 13 条の見出しを「(損傷の届出等)」に改め、同条第 1 項中「亡失させた」を「亡失した」に、「館長」を「町長」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 使用者は、故意又は過失により、施設若しくは設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その賠償の額を減額することができる。

第 14 条を次のように改める。

(管理上の指示)

第 14 条 町長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、その職員に使用を許可した施設に立ち入り、必要な指示をさせることができる。

第 16 条第 1 項第 1 号中「利用」を「使用」に改め、同項第 2 号「公演事業」を

「事業に関する業務」に改め、同条第2項中「第5条から第7条、第9条及び第12条中」を「第5条第3項、第6条、第8条、第9条第2項、第13条第1項及び第14条中」に改める。

第17条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 指定管理者が既に収受した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第17条第5項中「あらかじめ町長の承認を得た基準に従い」「規則で定める場合は」を「規則で定める場合は」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前項の規定により利用料金の全部又は一部を免除した場合の経費は、指定管理者の負担とする。

第18条中「この条例及びこの条例に基づく」を「この条例及びこれに基づく」に改め、「適正に」を削る。

別表(1)各室使用料の表及び(2)設備器具等使用料の表を次のように改める。

(1) 各室使用料

施設名	区分	単位	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
大ホール	平日	1時間	2,700円	4,320円
	土曜日	1時間	3,780円	5,400円
	日曜日			
	祝日			
練習室	第1練習室	1時間	270円	270円
	第2練習室	1時間	270円	270円
楽屋	第1楽屋	1時間	270円	270円
	第2楽屋	1時間	270円	270円
	第3楽屋	1時間	270円	270円

(2) 設備器具等使用料

区分	使用料(1時間当たりの額)
照明設備器具	1点につき810円以内で規則で定める額
音響設備器具	1点につき540円以内で規則で定める額
舞台設備器具	1点につき1,080円以内で規則で定める額
楽器	1点につき1,000円以内で規則で定める額
その他設備器具	1点につき670円以内で規則で定める額

冷暖房料	1時間につき8,640円以内で規則で定める額
清掃料	1回につき14,040円以内で規則で定める額

別表備考第2項を次のように改める。

- 2 入場料を徴収し、又はこれに類する入場券等を発行して大ホールを利用する場合の使用料は、大ホール使用料に次表の左欄に掲げる入場料の額に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じた額とする。

入場料の額	率
300円を超え500円以下	1.2
500円を超え1,000円以下	1.5
1,000円を超え3,000円以下	2.0
3,000円を超える額	2.5

別表備考第3項中「準備」を「事業開催日以外で準備」に改め、ただし書を削る。

別表備考第4項中「毎週」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年美里町条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表文会館運営審議会の部を削る。

(経過措置)

- 3 改正後の美里町文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。